実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津市	河芸地区(豊津・上野・黒田)(※上野地域中瀬除く)	令和3年12月28日	令和5年4月1日

1 対象地区の現状

	· · · · · · · ·	
<u>t</u> ([)	570ha	
27	318ha	
(3)±	地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	127ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	67ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		
(備	i考)	
1		

2 対象地区の課題

現在70歳以上で後継者が未定、不明の耕地面積に対して、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は豊津地域(一色・影重等)、上野地域(上野・東千里・西千里・久知野等)は多くカバー出来るが、黒田地域(北黒田・南黒田・高佐・浜田・赤部・三行)は24ha少ない。今後黒田地域で新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

豊津地域の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体(法人2 個人1)が担う。

上野地域の農地利用は、中心経営体である認定農業者7経営体(法人4 個人3)、認定新規就農者1経営体(個人)が担うほか、入作を希望する認定農業者の受入れを促進する一方、担い手が不足する地区では地域在住者で拡大を希望する農業者にも集積する方法でも対応する。

黒田地域の農地利用は、中心経営体である認定農業者8経営体(法人5 個人3)、認定新規就農者1経営体(個人)が担うほか、入作を希望する認定農業者の受入れを促進する一方、担い手が不足する地区では農作業を受託する集落営農組織や、地域在住者で拡大を希望する農業者に集積する方法でも対応する

※現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数:13名

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農村社会を守る

担い手への利用集積をすすめるとともに、農地の貸し手も農業に関心を持ち、地権者、担い手が一体となった農村社会を構築する方法を検討する。

鳥獣被害防止対策への取組方針

黒田地域では猪・アライグマ等による農作物被害が発生していることから、獣害防止の施策にも取り組んでいく。

基盤整備への取組方針

黒田地域(北黒田)で農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組みたい意向が一部あり、今後基盤整備を行う かどうかを検討する。

農地中間管理機構の活用方針

集落単位で中心経営体に集積する場合は、原則として中間管理機構の活用を図る